

尼崎市いじめ防止基本方針

平成 2 8 年 1 月（策定）

平成 2 9 年 1 1 月（改定）

令和 2 年 1 2 月（改定）

尼 崎 市

目次

1	はじめに	1
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
3	いじめに対する共通理解	1
4	いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
5	いじめの定義	3
6	いじめの解消	3
7	重大事態への対処	3
8	いじめの防止等のための組織体制	4
9	その他	5
参考資料		
	・ 学校におけるいじめ事案対応の基本的な流れ	6
	・ 尼崎市いじめ防止基本方針の策定経過	7
	・ 尼崎市いじめ防止基本方針の改定経過	8
別紙		
	・ いじめの防止等に係る取組	

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので、決して許される行為ではない。

尼崎市は、平成6年(1994年)に日本が批准した「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)及び「尼崎市子どもの育ち支援条例」の趣旨を踏まえ、いじめの問題に対し、児童生徒、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって取り組むため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)(以下「法」という。)第12条に基づく「尼崎市いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が健やかに育つことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨とする。
- (2) いじめの防止等の対策は、いじめがいじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。
- (3) いじめの問題は、地域社会全体で連携して対応していくものとする。

3 いじめに対する共通理解

- (1) いじめは、どこの学校のどの児童生徒にも成長過程の中で起こり得るものである。そのため、学校は積極的にいじめを認知し、適切に対応していくことが重要であり、学校、教育委員会及び市は、相談しやすい体制づくりや雰囲気づくりをする必要がある。
- (2) 暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ、無視など)は、多くの児童生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験する可能性がある。
- (3) 暴力を伴わないいじめは、個々の行為だけを見れば、日常的によくあるトラブルであるが、それが繰り返し、集中的に行われることで、生命又は身体に重大な危険が生じる可能性がある。
- (4) いじめを積極的に是認する観衆やいじめを暗黙的に支持する傍観者が、いじめを助長するため、それらを許さない学校の雰囲気づくりが重要である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

No.	視 点	内 容
1	未然防止	<p>① 学校、家庭及び地域は、いじめがどこの学校でもどの児童生徒にも起こり得るものであることを理解する必要がある。</p> <p>② 学校及び教育委員会は、日々の教育活動の中で、いじめは決して許される行為ではないことを、児童生徒が自ら考え、理解できるよう働きかけるとともに、児童生徒が共にいじめを解決していけるような力を身につけ、成長していけるよう、具体的な事例を提供するなどして導いていく必要がある。</p> <p>③ 学校及び教育委員会は、いじめの背景にあるストレスの要因に着目し、その改善を図り、児童生徒がストレスに適切に対処し、成長していける力を育む必要がある。また、児童生徒が自己肯定感（自分は大切な存在、自分がかげがえのない存在と思える気持ち）や自己有用感（自分が他者の役に立っているなど、自分の存在価値を認識できる気持ち）を感じられる学校の雰囲気づくりに取り組む必要がある。</p> <p>④ 市（教育委員会を含む）は、いじめの防止に向けて、自分を大切にする心、他者を尊重する心、規範意識などを児童生徒が身につけることができるよう家庭、地域及び関係機関へ働きかけを行い、また、相互に主体的な連携を図ることができるよう支援を行うことが重要である。</p>
2	早期発見	<p>① 学校、家庭及び地域は、日頃から児童生徒の視点に立ち、しっかりと向き合いつつ、その声に耳を傾け、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする必要がある。</p> <p>② 学校は、日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努める中で、児童生徒が相談しやすい雰囲気を作る必要がある。</p> <p>③ 家庭、地域及び児童生徒は、いじめを発見した場合やいじめの疑いがあると認識した場合、見て見ぬ振りや隠すことなく、学校を含めた相談窓口に知らせる必要がある。</p>
3	事案対処	<p>① 学校は、いじめを認知した場合は、いじめをやめさせる措置を行い、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の安全を確保するなど、学校全体で速やかに組織的に対応することが重要である。</p> <p>② 学校は、いじめを受けた児童生徒及びその家庭への支援に加えて、いじめを行った児童生徒及びその家庭に対して指導を行うとともに、必要に応じて支援を行う。</p> <p>③ 学校は、いじめの対応方法について、日頃から理解を深め、教職員間で共通理解を図ることが重要である。</p>

4	検証と改善	学校、教育委員会及び市は、いじめ事案の発生原因や背景要因を分析し、また、いじめへの対応について検証し、今後のいじめの防止等の取組へ反映させる。
---	-------	---

5 いじめの定義

学校に在籍する児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 重大事態への対処

重大事態とは、法第28条に規定する次の場合とし、法、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月文部科学大臣最終決定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）に基づき適切に対処する。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席している場合は、学校又は教育委員会の判断による。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

8 いじめの防止等のための組織体制

No.	組 織	内 容
1	尼崎市いじめ問題対策連絡協議会<常設>	市は、法第14条第1項に基づく組織を設ける。 【構成員】 市、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、保護者団体、青少年育成団体など 【所掌事務】 ・ いじめの問題に関する情報共有及び意見交換 ・ 関係機関及び団体相互の連絡調整
2	尼崎市いじめ問題対策審議会<常設>	教育委員会は、法第14条第3項及び法第28条第1項に基づく組織を設ける。 【構成員】 弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的知識及び経験を有する者など 【所掌事務】 ・ いじめ防止等のための対策の検討 ・ 重大事態の調査審議
3	尼崎市いじめ問題調査委員会<非常設>	市は、法第30条第2項に基づく組織を設ける。 【構成員】 弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的知識及び経験を有する者など 【所掌事務】 ・ 法第28条第1項に基づく重大事態に係る調査結果の再調査 ・ 再調査結果を踏まえた再発防止策の検討

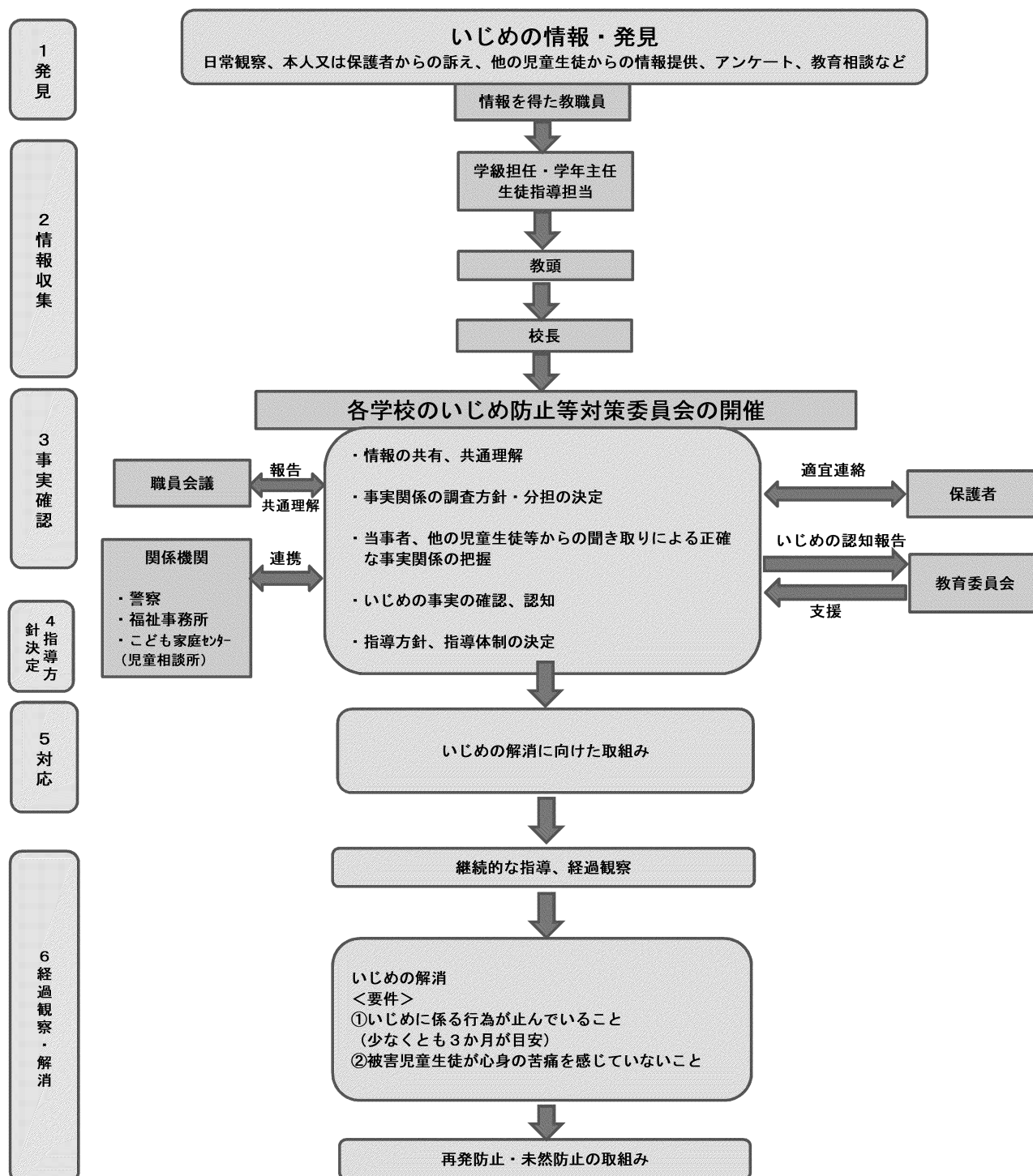
(※) 上記組織の他、家庭、地域及び関係機関は、学校だけでは対応が困難な事案の場合、学校と連携・協力し、また、学校は平素から家庭、地域及び関係機関と連携する場を確保し、お互いが情報共有できる体制を構築する。

9 その他

本市の基本方針の内容については、国の見直し状況や本市の取組み状況などを踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

以 上

学校におけるいじめ事案対応の基本的な流れ



※ 上記の例は、対応の基本的な流れを示しているものであり、いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応します。

尼崎市いじめ防止基本方針の策定経過

実施日	実施事項	検討内容
平成 27 年 5 月 20 日	第 4 回政策推進会議における協議	・ 尼崎市いじめ防止基本方針策定に係る基本情報及び政策形成プロセス計画書
平成 27 年 6 月 5 日	第 1 回尼崎市いじめ防止基本方針に係る庁内会議	・ いじめ防止対策推進法 ・ 策定スケジュール ・ 他都市の状況 ・ 尼崎市いじめ防止基本方針(素案)骨子
平成 27 年 6 月 23 日	第 2 回尼崎市いじめ防止基本方針に係る庁内会議	・ 対象者の範囲 ・ 尼崎市いじめ防止基本方針(素案)骨子
平成 27 年 7 月 13 日	第 2 回尼崎市総合教育会議における協議	・ 尼崎市いじめ防止基本方針(素案)骨子
平成 27 年 7 月 29 日	尼崎市生徒指導推進協議会(部会:いじめ問題連絡協議会)臨時会	・ 尼崎市いじめ防止基本方針(素案)骨子
平成 27 年 9 月 2 日	第 1 回こども青少年局と教育委員会事務局との尼崎市いじめ防止基本方針に係る協議	・ 尼崎市いじめ防止基本方針(素案)の内容精査 ・ いじめ防止等に係る本市及び学校の取組みの評価、課題、対応策
平成 27 年 9 月 25 日	第 2 回こども青少年局と教育委員会事務局との尼崎市いじめ防止基本方針に係る協議	・ 尼崎市いじめ防止基本方針(素案)の加除修正 ・ アンケートによる心理尺度等を用いた調査 ・ 新たに設置する組織(会議体)
平成 27 年 10 月 2 日	第 3 回こども青少年局と教育委員会事務局との尼崎市いじめ防止基本方針に係る協議	・ 尼崎市いじめ防止基本方針(素案)の加除修正 ・ 本市の小中学校におけるいじめの現状と取組み
平成 27 年 10 月 19 日	尼崎市教育委員会 10 月委員協議会	・ 尼崎市いじめ防止基本方針(素案)
平成 27 年 11 月 2 日	第 3 回尼崎市総合教育会議における協議	・ 尼崎市いじめ防止基本方針(素案)
平成 27 年 11 月 17 日	第 16 回政策推進会議における協議	・ 尼崎市いじめ防止基本方針(素案)
平成 27 年 12 月 1 日～平成 27 年 12 月 21 日	パブリックコメント	・ 尼崎市いじめ防止基本方針(素案)
平成 27 年 12 月 9 日	文教委員協議会	・ 尼崎市いじめ防止基本方針(素案)
平成 27 年 12 月 10 日	健康福祉委員協議会	・ 尼崎市いじめ防止基本方針(素案)
平成 28 年 1 月 21 日	第 20 回政策推進会議における協議	・ パブリックコメントの実施結果 ・ 尼崎市いじめ防止基本方針(案)

尼崎市いじめ防止基本方針の改定経過

実施日	実施事項	検討内容
平成 29 年 4 月 24 日	尼崎市教育委員会 4 月定例会における協議	・国のいじめの防止等のための対策の見直しに伴う本市の対応
平成 29 年 8 月 24 日	第 4 回こども青少年本部会議における協議	・尼崎市いじめ防止基本方針の改定案
平成 29 年 9 月 1 日	尼崎市いじめ問題対策審議会における協議	・尼崎市いじめ防止基本方針の改定案
平成 29 年 9 月 20 日	尼崎市いじめ問題対策連絡協議会における協議	・尼崎市いじめ防止基本方針の改定案
平成 29 年 9 月 25 日	尼崎市教育委員会 9 月定例会における協議	・尼崎市いじめ防止基本方針の改定案
平成 29 年 10 月 23 日	尼崎市教育委員会 10 月定例会における協議	・尼崎市いじめ防止基本方針の改定案
平成 29 年 11 月 6 日	第 11 回政策推進会議における協議	・尼崎市いじめ防止基本方針の改定案
平成 29 年 11 月 8 日	文教委員協議会	・尼崎市いじめ防止基本方針の改定案
平成 29 年 11 月 9 日	健康福祉委員協議会	・尼崎市いじめ防止基本方針の改定案

尼崎市いじめ防止基本方針

発行年月；令和2年12月

発行元；尼崎市こども青少年局こどもの人権擁護担当

(教育委員会事務局担当課；いじめ防止生徒指導担当)

〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番5号 アマブラリ3階

電話番号；06-6409-4723 ファックス；06-6409-4715

メールアドレス；ama-kodomojinken@city.amagasaki.hyogo.jp